

ガス漏れ事故活動要綱

平成15年2月3日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防対象物内又は屋外においてガス漏れ事故が発生した場合に、爆発・火災及び中毒等（以下「爆発等」という。）の事故に際しての警防編成及び警防活動に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてガス漏れ事故とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定するガス事業により供給されるガス又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業により販売される液化石油ガスの漏洩事故をいう。

(覚知時の措置)

第3条 ガス漏れ事故を覚知した場合は、ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申合せ（平成17年12月15日）及びガス漏れ事故による爆発防止対策に関する申し合せ（平成21年5月1日）（以下「申合せ事項」という。）に基づき、次に掲げる措置を速やかに行うものとする。

(1) 通報連絡 ガス漏れ事故を覚知した場合の連絡は、次のとおりとする。

ア 通信指令課長は、直ちに別表第1に定める関係機関に通報するものとする。

イ 通信指令課長は、夜間又は休日等において必要と認める職員に連絡するものとする。

(2) 出動 ガス漏れ事故を覚知した場合の出動は、次のとおりとする。

ア 通信指令課長は、火災等出動体制運用要綱（平成15年3月1日制定）第12条に基づき出動させるものとする。

イ 上級指揮者は、現場の状況により消防隊を逐次増強するものとする。

ウ 予防課員は、必要に応じ予防課長の指示により現場に急行し、関係者に対する指導及び必要な調査を行うものとする。

(現場での活動要領)

第4条 消防隊は、ガス漏れ事故の現場付近に到着したときは、風位、風速、地形の状況等を確認し、ガス漏れ場所を推測して、次の活動を行うものとする。

(1) 情報の収集 消防対象物の関係者、掘削工事関係者又は現場付近の住

民等から、ガス漏れ事故の発生場所及び状況、ガス及び電路の遮断等の状況並びに負傷者の有無等について聴取するものとする。

- (2) 現場指揮本部の設置 申合せ事項に基づき現場指揮本部を設置する場合は、風上又は風横側の安全、かつ、事故の状況を把握できる位置に設置し、ガス事業者及び電気事業者の責任者と申合せ事項について協議し、必要な措置を講ずるものとする。

なお、現場指揮本部の位置は、消防本部の現場指揮本部旗により標示するものとする。

- (3) 火災警戒区域及び消防警戒区域（以下「警戒区域」という。）の設定 上級指揮者は、現場到着と同時に他の警防活動と併行して警戒区域の設定に当たり、付近住民の安全を図るため、迅速、かつ、適確に行うものとする。

- (4) 警戒区域の設定要領は、次のとおりとする。

ア 警戒区域の設定範囲は、原則として検知器による測定値が爆発下限値（LPガスの場合は、低所のガスを測定した数値）の3分の1に達した地点を警戒区域とする。

イ 地下室等におけるガス漏れ事故については、原則として当該地下室等の全体及びガス漏れ場所から半径100mを超える地上部分の範囲に設定するものとする。

ウ イに掲げる以外の消防対象物及びガス漏れ事故については、原則としてガス漏れ場所から半径100mを超える地上部分の範囲に設定するものとする。

エ 上級指揮者は、状況に応じて警戒区域の範囲を拡大又は縮小するものとする。

オ 指定された消防隊員は、警戒区域の適当な場所で、周囲を警戒するとともに、立入禁止の標示を行い、関係者以外の立入を禁止するものとする。

- (5) 警察官に対する協力要請 上級指揮者は、必要によって現場の警察官に対し、警戒区域の設定範囲を説明して協力を要請するものとする。

- (6) 広報及び避難誘導の要領は、次のとおりとする。

ア 広報は、警戒区域の設定範囲、火気（火花を発生する機器を含む。）の使用禁止、退去の指示、ガス、電気の供給停止等必要な事項について行うものとする。

イ 避難誘導は、爆発等による受傷危険が高く緊急性のあるものに対しては消防隊が先導し、その他のものに対しては警察官に依頼するものとする。

ウ 屋内でのガス漏れに対する避難範囲及び誘導要領は、次のとおりとする。

(ア) 避難範囲の決定は、風位、風速、地形及び建物状況を考慮して、別表 2 に示す範囲以上で決定する。

(イ) ガス漏れが耐火建築物内の場合は、爆発に起因するコンクリート壁体の大破片塊又は、ベランダの手摺等の重量物の飛散範囲を考慮する。

(ウ) ガス漏れ建築物の周囲に耐火建築物がある場合は、反射爆風の発生及び到達範囲を考慮する。

(エ) 退去命令等の住民に対する伝達は、拡声器及びメガホン等を用いる。ただし、状況により各戸訪問による口頭伝達で周知徹底を図る。

エ 屋外でのガス漏れに対する避難範囲及び誘導要領の決定は、ガス漏れ経過時間並びに風位、風速、地形及び建物状況を考慮して行うが、次の事象によるときは災害が大きくなると予想されるので、原則として広範囲な避難範囲を決定する。

A 大容量の空洞部分にガス漏れが予測されるとき。

B 地中導管からガス漏れが発生し、ガスの漏出が視認（通常は霧状に見える。）又は噴出音で確認できるとき。

C 土中のガスが各家庭に入り込んでいることが確認されたとき。

D 退去命令等の伝達は屋内に同じ。

(7) ガス漏れ場所における消防隊の進入及び活動要領は、次のとおりとする。

ア ガス検知器による測定が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。

イ 防火衣を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。

ウ 爆発に伴う爆風圧、飛散物等による被害を防止するため、柱部又はコンクリート壁等を盾にして、できる限り低姿勢で進入するものとする。

エ エンジンカッター、溶断器等の火花を発生する機器、スイッチの操作により火花を発する無線機、懐中電灯等の使用をしてはならない。

オ 消防車の部署は、原則として風上又は風横に部署し、二次災害に備えてホース延長を行い、放水態形をとる。

なお、放水することにより危険を排除することが可能な場合は、直ちに放水するものとする。

カ ガスの遮断は、原則としてガス事業者において行う。ただし、ガス事業者が現場到着前に上級指揮者が緊急やむを得ないと判断した場合は、消防隊によりガスの供給遮断を行うことができる。

キ 電気の遮断は、原則として電気事業者において行う。ただし、電気事業者が現場にいないとき緊急に措置する必要があると上級指揮者が認めた場合で、屋内開閉器の開放による電路の遮断が可能な場合は、消防隊が行うことができる。

ク 地下又は2階以上の建築物でガス漏れ事故があった場合は、当該対象物の直下階又は直上階についても検知器により調査し、危険の排除と被害者の検索を行わなければならない。

(8) ガスの滞留区域においてガスの拡散及び排出を行う場合の要領は、次のとおりとする。

ア 屋内の場合は、窓や出入口及び扉等の開口部を開放し、噴霧注水によりガスの拡散排出を行うものとする。

イ 屋外の場合は、下水道及び掘抗等の地下施設物にガスが滞留しているときは、可能な範囲でマンホールの蓋、覆工板等を取除き拡散を行う。ガスが低所に滞留しているときは、噴霧注水によりガスの拡散を行う。

ただし、ガスが風向き等により屋内に侵入するおそれがあるときは、当該建物の開口部を閉鎖して行うものとする。

(9) 噴出ガスが着火炎上している場合の活動は、次の要領による。

ただし、ガスの遮断を優先する。

ア 筒先部署の選定位置は、爆発による被害を防止できるコンクリート壁等を盾とし、ガスの滞留するおそれがある場所を避けるものとする。

イ 漏洩中の都市ガスが着火炎上している場合は、不用意に消火すると生ガスの噴出により二次災害の発生危険があるので、近隣建物等への延焼阻止を主眼とし、炎上ガスは緊急遮断による自然鎮火を待つものとする。

ウ 単独のプロパンガスボンベから噴出するガスが炎上している場合は、噴出炎の反対側から接近し、バルブを閉塞するものとする。

エ ボンベ集積所等で炎上している場合は、誘爆のおそれがあるので有効

な遮蔽物を盾にして、放水銃又は筒先を器物等に固定して遠距離から集積所に対して大量の冷却注水を行い、誘爆を防止する。この場合隊員は、安全な場所に退避するものとする。

(ガス及び電路の復旧)

第5条 上級指揮者は、関係機関と協議の上、危険が排除されたと認めたときは、ガス及び電路の復旧を安全かつ速やかに行うよう、ガス事業者及び電気事業者に連絡するものとする。

(警戒区域の解除)

第6条 上級指揮者は、警戒区域の設定がなくなつたと認めたときは、警戒区域を解除し、関係機関へ連絡するとともに広報活動を行うものとする。

(教養訓練)

第7条 ガス漏れ事故に対する知識及び警防活動の技術を習得するため、次に定める教養訓練を行い、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) ガス漏れ事故に関する活動要領
- (2) ガスの性質及びガス漏れ事故の特性
- (3) ガス導管の敷設状況
- (4) ガス遮断装置の設置場所及び操作要領
- (5) プロパンガス集積所の位置及び鍵の位置
- (6) 電路の遮断操作要領
- (7) ガス漏れ事故を想定し、関係機関を含めた総合訓練
- (8) 資機材の取扱訓練

(資機材の整備)

第8条 ガス漏れ事故を迅速適確に処理するため、次の資機材を整備し効果的活用を図るものとする。

- (1) ガス検知器
- (2) 空気呼吸器
- (3) 放水台座
- (4) エアーソー
- (5) その他必要と思われる資機材

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年３月１日から施行する。

別表第 1

関係機関連絡先

名 称	住 所	連 絡 先	備 考
山口県警察本部	山口市滝町 1 番 1 号	1 1 0	
山口合同ガス (株)防府支店	防府市自由ヶ丘 一丁目 5 番 1 7 号	22-0026 (24 時間体制)	
中国電力 (株) 山口営業所	山口市中央二丁目 3 番 1 号	0120-612-530 (24 時間体制)	広島カスタマーセンター
山口県 L P G 協会防府支部	防府市大字新田 1 6 4 番地 三友新田分室 (3F)	正・副の連絡輪番事業者に 連絡	連絡先は、毎年 6 月 1 日 0 時から翌年 5 月 3 1 日 2 4 時で変更

避難の範囲

ガス漏洩建築物の構造	要避難範囲の最低基準		指示の内容	優先順位
木造建物 (防火造り含む)	ガス漏洩建物全体		安全な場所 への退避	最優先
	周囲の建物	半径 30m 以内の木造建物及び直接見通しのある開口部を有する耐火建物（又は住戸）		
	周囲の屋外	半径 50m 以内で直接見通しのある場所		
	周囲の建物	半径 30m を超え、50m 以内で直接見通しのある開口部を有する建物（又は住戸）	出入口扉、窓際からの退避	
耐火建物	ガス漏洩建物	1 ガス漏洩建物が小規模の場合は、当該建物全体 2 ガス漏洩建物が大規模の場合は、ガス漏洩部屋及び隣接部屋並びに直上及び直下部屋	安全な場所 への退避	最優先
	周囲の建物	1 半径 50m 以内の木造建物で漏洩建物等の開口部に直接面しているもの 2 半径 50m 以内の耐火建物で漏洩建物等の開口部が直接見通しのある開口部を有するもの		
	周囲の屋外	半径 100m 以内で漏洩建物等の開口部が直接の見通しのある場所		
	周囲の建物	半径 100m を超え、150m 以内の建物で漏洩建物等の開口部が直接見通しのある開口部を有するもの	出入口扉、窓際からの退避	